

障害福祉施策等の最近の動向等について

R7 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修
山梨県福祉保健部障害福祉課

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

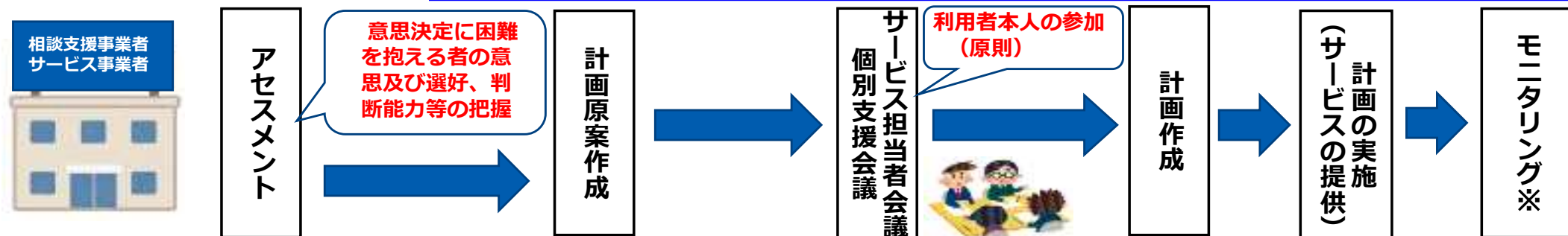
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示 11

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣 旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2) 意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面（食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面）
- ② 社会生活における場面（自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面）

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等 → 本人が自己決定できるように支援

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者業務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント ・ 本人の意思確認 ・ 日常生活の様子を観察 ・ 関係者からの情報収集 ・ 本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・ 本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント ・ 体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録のフィードバック

①基準省令*において義務化された項目について

* 基準省令

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援事業の人員及び運営に関する基準
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

義務化された項目

障害者虐待の防止・権利擁護【全サービス】

虐待防止措置

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければなりません

- 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること
⇒年1回以上
- 事業所において、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること
⇒年1回以上の開催・新規採用時の研修実施
- 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと

いずれか1つでも措置が講じられていない場合



虐待防止措置未実施減算

義務化された項目

障害者虐待の防止・権利擁護

【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

身体拘束の適正化

事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはなりません
また、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければなりません

- 身体拘束適正化検討委員会を定期的 to開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること
⇒年1回以上
- 身体拘束等の適正化のために指針を整備すること
- 従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的 to実施すること
⇒年1回以上・新採用時の研修実施

いずれか1つでも措置が講じられていない場合

身体拘束廃止未実施減算

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

義務化された項目

情報公表未報告の事業所への対応【全サービス】

情報公表未報告減算

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対して算定されます

情報の更新方法

障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）から更新に関するメールとID変更等のお知らせメールが配信されますので、期限内に報告をお願いします

情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

（療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

義務化された項目

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化【全サービス】

業務継続計画の策定

- ① 事業者は、業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること
- ② 事業者は、従業者に対して、計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること
- ③ 事業者は、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする

相談支援事業所等以外のサービス

①の措置が講じられていない場合



業務継続計画未策定減算

- ※ 令和7年4月1日から、原則すべてのサービスで適用されます
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しません

義務化された項目

感染症対策の強化【全サービス】

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じなければなりません

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること

①居宅介護等・就労定着支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援・障害児相談支援

⇒おおむね6月に1回以上

②その他サービス

⇒おおむね3月に1回以上

- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること

- 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること

①⇒研修：年1回以上

訓練：年1回以上

②⇒研修：年2回以上・新採用時研修

訓練：年2回以上



「感染対策マニュアル」及び「感染対策指針」作成に参考となる手引き、職員研修に役立つ動画等は、厚生労働省ホームページを参照ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

義務化された項目

支援の質の確保【共同生活援助・施設入所支援】

支援の質を確保するため、運営基準において、新たに、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組が今年度より義務化されました

地域との連携等

義務付けされた取組

- ① 地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない
- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない
- ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する

※ 令和6年度までは努力義務、令和7年度から義務化

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

＜＜地域との連携等【新設】＞＞

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



義務化された項目

安全計画の策定等について【障害児通所支援・障害児入所施設】

事業所等は、障害児の安全の確保を図るため、次の事項について措置を講じなければなりません

- 事業所等は、安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること
- 職員に対し、安全計画について周知するとともに、職員の研修及び訓練を定期的に実施すること
- 定期的（年度ごと）に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと

※ 令和6年4月1日から義務化されています



安全計画の策定等にあたっては、
「障害児支援における安全管理について（令和6年7月4日付 こ支障第169号）」を参考にしてください

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7692b729-5944-45ee-bbd8-f0283126b7db/25b66fba/20241101_policies_shougaijishien_shisaku_14.pdf

義務化された項目

事業所の支援プログラムの作成・公表【児発・放デイ・居宅訪問型児童発達支援】

事業所ごとにサービス支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にしたサービス支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければなりません

※ 令和7年4月1日から義務化

心身の健康等に関する領域

→ 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」
「人間関係・社会性」）との関連を明確にしたプログラム

義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合

支援プログラム未公表減算



作成にあたっては、こども家庭庁ホームページ
「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き」等を
参考にしてください。

2. 質の高い発達支援の提供の推進①

- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する
(①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他)

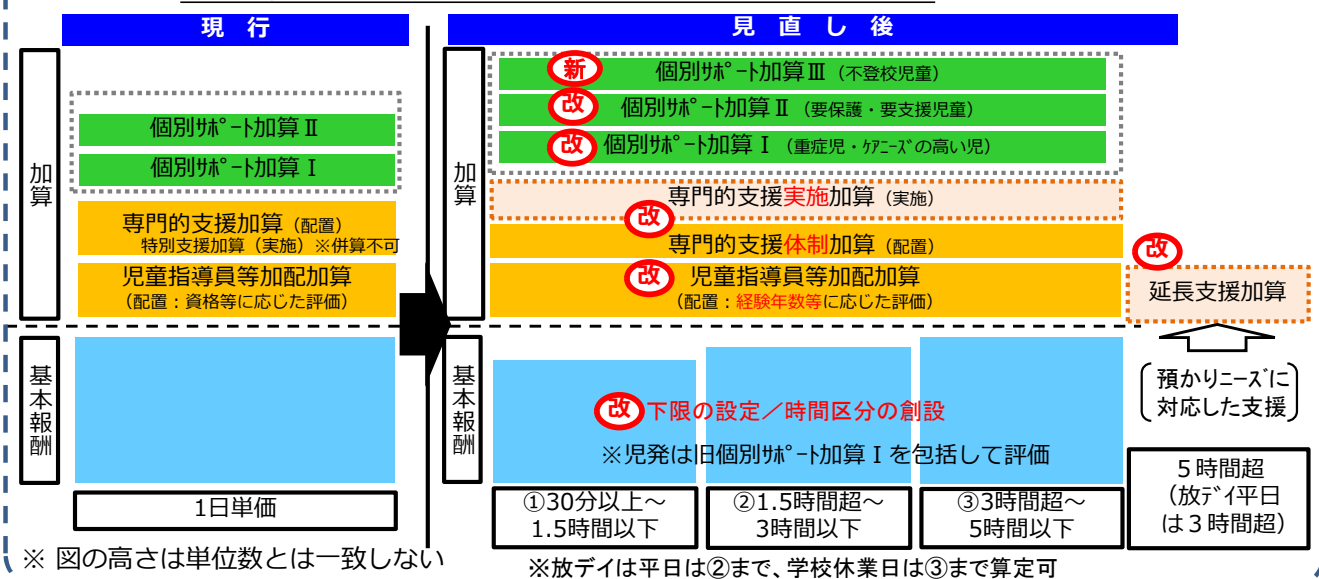
①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 支援において、5領域(※)を全て含めた**総合的な支援**を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める《運営基準》
(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す**支援プログラム**の作成・公表を求め、**未実施減算**を設ける
- **児童指導員等加配加算**について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じて評価
- **専門的支援加算**及び**特別支援加算**について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価
- **基本報酬**について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、**支援時間による区分**を設ける
 - ・ 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする(放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)
 - ・ 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
- **自己評価・保護者評価**について、実施方法を明確化する《運営基準》

新設《支援プログラム未公表減算》

所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

児童発達支援・放課後等デイサービスの報酬体系(全体像)



《児童指導員等加配加算》

【現行】	理学療法士等を配置	75～187単位/日
	児童指導員等を配置	49～123単位/日
	その他の従業者を配置	36～90単位/日
【改定後】	児童指導員等を配置	
	常勤専従・経験5年以上	75～187単位/日
	常勤専従・経験5年未満	59～152単位/日
	常勤換算・経験5年以上	49～123単位/日
	常勤換算・経験5年未満	43～107単位/日
	その他の従業者を配置	36～90単位/日

《専門的支援加算・特別支援加算》

【現行】	○専門的支援加算	
	理学療法士等を配置	75～187単位/日
	児童指導員を配置	49～123単位/日
	○特別支援加算	54単位/回
【改定後】	○専門的支援体制加算	49～123単位/日
	専門的支援 実施 加算	150単位/回
	(原則月4回まで。利用日数等に応じて最大6回まで)	
	※体制加算:理学療法士等を配置	(放デイは2回～6回まで)
	実施加算:専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施	

②経過措置が設けられている項目について

地域移行等意向確認体制未整備減算

【対象サービス】 施設入所支援

- ・ 地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
- ・ 意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

上記を満たしていない場合、減算が適用されます

経過措置：令和8年3月31日まで減算を適用しない

業務継続計画未策定減算

【対象サービス】 就労選択支援

- ・ 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずること
- 上記を満たしていない場合、減算が適用されます

経過措置：令和9年3月31日まで減算を適用しない

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。

①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること

②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】
地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位／日

② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をしやすいするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

【見直し後】

利用定員	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2 以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位／日

- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位／日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

②経過措置が設けられている項目について

就労支援員及び就労定着支援員

【対象サービス】 就労移行支援、就労定着支援

- 就労支援員及び就労定着支援員は、
「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（障害者の就労支援に関する基礎的研修）」の受講が必須になります

経過措置：令和10年3月31日までは受講していなくても業務に従事できる

障害者就労支援人材の育成について（各種研修）

障害者就労支援人材の育成について

障害者就労支援人材の育成に向け、階層的な研修制度を設けています。

▷  [研修体系のイメージ「397KB」](#) 

※今後実施予定の研修も含まれており、研修名称等は実際と異なる場合がございます

- ・ [障害者の就労支援に関する基礎的研修](#)
- ・ [職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修](#)
- ・ [障害者就業・生活支援センター職員研修](#)
- ・ [医療・福祉等の分野における職リハ実務者研修](#)

障害者の就労支援に関する基礎的研修

障害者の就労支援に関する基礎的研修

幅広い障害者就労支援機関で働く方を対象とした、福祉と雇用の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修です。

幅広い障害者就労支援に携わる機関で働く人材

勤務機関

障害者就業・生活支援センター 障害者職業センター
ハローワーク 自治体の就労支援機関 障害者職業能力開発校
就労継続支援事業所（A型・B型） 就労移行支援事業所
就労定着支援事業所 就労選択支援事業所 計画相談支援事業所
障害者を雇用する企業 行政機関 地域若者サポートステーション
発達障害者支援センター 医療機関・教育機関 その他関係機関など



雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修
（障害者の就労支援に関する基礎的研修）

研修科目	障害者雇用・福祉の理念・倫理 就職支援全体の体系・プロセス	雇用・福祉間の移行 就職後の雇用管理・定着支援 など	企業理解
------	----------------------------------	-------------------------------	------

研修実施機関・実施スケジュール

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、厚生労働大臣が指定する機関（民間の研修機関）が実施します。

実施スケジュールは、各機関のホームページをご覧ください。

▷ [高齢・障害・求職者雇用支援機構](#)

▷ 民間の研修機関（今後指定予定）

受講が必須の者（悉皆四者）

- 以下の方は受講が必須となります。
経過措置を設けていますので、適用日はそれぞれの事業担当者までお問い合わせください。

- ・ 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者
- ・ 障害者就業・生活支援センターの生活支援担当者
- ・ 就労移行支援事業所の就労支援員
- ・ 就労定着支援事業所の就労定着支援員

- ただし、以下の研修を令和7年度以前に受講した方は、受講が免除されます。

- ・ 職場適応援助者養成研修
- ・ 職場適応援助者支援スキル向上研修
- ・ 障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修
- ・ 障害者就業・生活支援センター就業支援スキル向上研修
- ・ 障害者就業・生活支援センター主任就業支援担当者研修